

V 令和5年度の指導監査の実施状況及び 令和6年度の指導監査について

(会計関係)

1 令和5年度の主な指摘事項

2 私立保育所に対する委託費の弾力運用

- ・ 会計関係の説明に関しては委託費で運営している認可保育所を対象としています。
- ・ 主な指摘事項②は幼保連携型認定こども園も対象になります。

1 令和5年度の主な指摘事項

2 私立保育所に対する委託費の弾力運用

- ・会計関係の説明に関しては委託費で運営している認可保育所を対象としています。
- ・主な指摘事項②は幼保連携型認定こども園も対象になります。

指摘事項(抜粋)

- ① 保育所委託費を財源として、保育所運営に関係のない支出を行っていた。
- ② 支出手続において、その支出が保育所運営に要すると確認できる資料が保存されていなかった。
- ③ 委託費の弾力運用に定める以外の支出があった。
- ④ 委託費の弾力運用において、事前協議を行っていなかった。
- ⑤ 当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の30%を超過していた。
- ⑥ 法人本部や同一法人が運営する他の保育所への委託費の資金貸付が、年度内に清算されていなかった。

指摘事項(抜粋)

- ⑦ 内部牽制体制が働かず、預貯金通帳や銀行印等の管理、支出承認
手続が適切に行われていなかった。
- ⑧ 工事や委託等の契約締結に際し、入札・見積合わせ・市場価格調
査などの手続を行っていなかった。
- ⑨ 資産の管理運用を、安全・確実な方法で行っていなかった。

保育所委託費を財源として、保育所運営に関係のない支出を行っていた。

市から各保育所に支弁する保育所委託費は、人件費、管理費及び事業費から構成されていてその使途範囲は、原則以下のとおりです。

委託費の使途範囲

- ・ 人件費・・・保育所に属する職員の処遇に必要な経費に支出するもの
- ・ 管理費（事務費）・・・保育所の運営に直接必要な経費に支出するもの
- ・ 事業費・・・保育所入所児童の処遇に直接必要な経費に支出するもの

参考：[【府子本第254号】「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」](#)
(平成27年9月3日)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0e073405-9b93-46cd-a5c5-2a84767be741/91c0b9db/20230929_policies_kokoseido_law_tsuuchi_tsuuchi-h30-r04_338.pdf

保育所委託費を財源として、保育所運営に関係のない支出を行っていた。

保育所運営と関係がないものは、**委託費から支出を行うことはできません。**

保育所委託費を以下のような経費に使用することのないよう御注意ください。

支出ができない例
役職員の私的な物品の購入や飲食にかかる経費
その保育所に勤務実態のない職員に対する給与
法人本部や他の保育所の運営経費等、支出を行う保育所運営に関係のない経費

支出手続において、その支出が保育所運営に要すると確認できる資料が保存されていなかった。

請求書・領収書だけでは、その経費が保育所運営に必要なものであるということが確認できない場合があります。**請求書・領収書等と下記の「確認できる資料」を併せて整備・保存**するようにお願いします。

支出費目の例	確認できる資料の例
研修研究費	研修実施要項、研修報告書、出張命令書など
旅費交通費	出張命令書など
車両費	車両運行記録（日時、使用者、場所と用件、開始・終了オドメーター数） 出張命令書など
業務委託費	委託による成果物、業務実施報告書、業務完了報告書、作業前後の写真、 契約書など
会議費	会議録など

支出手続において、その支出が保育所運営に要すると確認できる資料が保存されていなかった。

必要資料が保存されていない場合や、保存資料から保育所運営との関係が十分に確認できない場合は、**運営法人等から施設へ当該支出相当額を返還していただく**場合があります。



前出の「確認できる資料の例」を参考に、保育所運営との関係が**説明できるように記録の整備・保存**をお願いします。

委託費の弾力運用に定める以外の支出があった。

- 保育所委託費は、保育所運営に必要な経費に支出するものです。
- ただし、関係法令等により**定められた限度額**まで**下記のような経費の支出に充当することが認められています。**

弾力運用の例	
保育所や社会福祉施設、子育て支援事業を実施する建物、設備の整備、修繕、土地の取得等に要する経費（これに係る借入金の償還のための支出（利息部分を含む））	
保育所の土地・建物の賃借料	
保育所等を経営する事業にかかる租税公課	など

委託費の弾力運用において、事前協議を行っていなかった。

事前協議の申請を忘れずをお願いします。

(原則12月末まで)

注意していただきたいこと

- 事前協議で承認された内容と**実際の支出内容に相違がないよう**にしてください。
- 事前協議で認められた金額は**上限額**です。事前協議で認められた金額を超えて実行した場合は、**運営法人等から施設へ当該支出相当額を返還していただく**場合があります。

当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の30%を超過していた。

30%を超えての支払資金の保有とならないよう、次年度以降の運営や設備更新等を見据え、**各種積立資産に積み立てる**など、資金管理を行ってください。

府子本第254号より抜粋／3 前期末支払資金残高の取扱い（2）

なお、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。

参考：[【府子本第254号】「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」](#)
(平成27年9月3日)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0e073405-9b93-46cd-a5c5-2a84767be741/91c0b9db/20230929_policies_kokoseido_law_tsuuchi_tsuuchi-h30-r04_338.pdf

当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の30%を超過していた。

● 当期末支払資金残高とは

府子本第254号より抜粋／ 3 前期末支払資金残高の取扱い（3）

支払資金は、貸借対照表の流動資産及び流動負債とし、その**残高は流動資産と流動負債の差額とする**。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられた流動資産・流動負債、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。また、当期末支払資金残高から前期末支払資金残高を差し引いた額が、当期資金収支差額合計になること。

※社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準（平成30年3月20日 厚生労働省令25号）に基づき算出。

参考： [【府子本第254号】「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」](#)
(平成27年9月3日)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0e073405-9b93-46cd-a5c5-2a84767be741/91c0b9db/20230929_policies_kokoseido_law_tsuuchi_tsuuchi-h30-r04_338.pdf

当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の30%を超過していた。

当期末支払資金残高が、当年度の委託費収入の**30%を超える状況が継続**すると、委託費の処遇改善等加算のうち、**改善基礎分の加算を停止**する場合があります。

府子本第256号より抜粋

問21	経理等通知3(2)について、当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の30%を超える場合の取扱い如何。
答	当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の30%を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導を行い、 それでもなお、委託費収入の30%を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、改善基礎分について加算を停止すること。

参考：[【府子本第256号】「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について（平成27年9月3日）](#)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/27f4a5b4-53c9-446d-ab3d-7c7055949a26/0cd23809/20230929_policies_kokoseido_law_tsuuchi_tsuuchi-h24-h29_414.pdf

法人本部や同一法人が運営する他の保育所への委託費の資金貸付が、年度内に清算されていなかった。

- 委託費を原資とした法人内部の資金貸付は、法人経営上やむを得ない場合に限り実施可能ですが、必ず年度内の清算を行ってください。
- 未清算の貸付については速やかに返還していただきます。
- 法人外部への委託費の資金貸付は、一切認められません。

府子本第254号より抜粋 / 4 委託費の管理・運用 (2)

委託費の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。
なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められないこと。

参考： [【府子本第254号】「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」](#)
(平成27年9月3日)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0e073405-9b93-46cd-a5c5-2a84767be741/91c0b9db/20230929_policies_kokoseido_law_tsuuchi_tsuuchi-h30-r04_338.pdf

内部牽制体制が働かず、預貯金通帳や銀行印等の管理、支出承認手続が適切に行われていなかった。

経理における判断や事務処理は、**ひとりの担当者に任せきりにせず**、複数職員によるチェック体制等の**内部牽制体制を構築**し、不適切な処理等が行われないようにしてください。

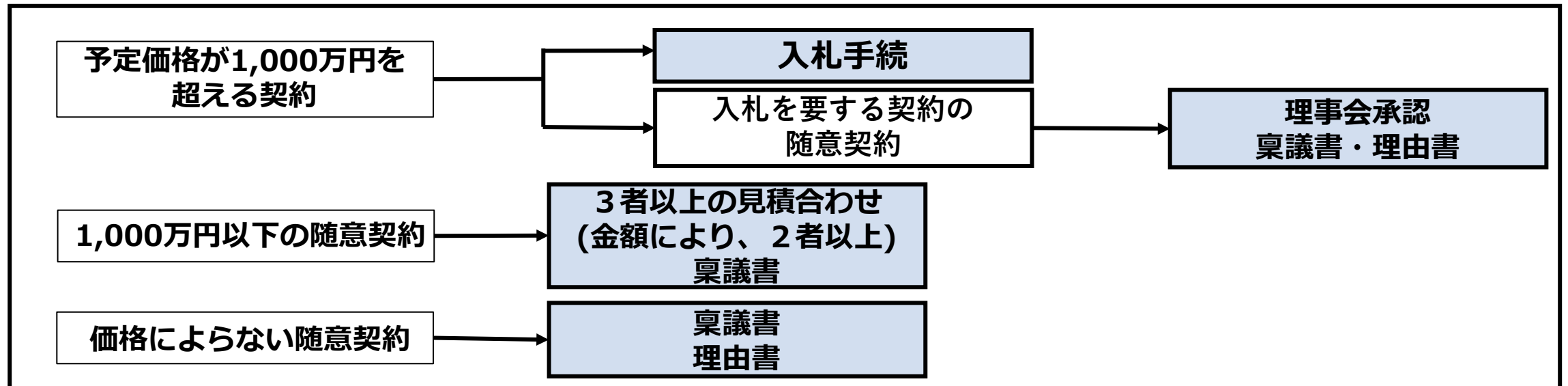
注意していただきたいこと

- 発注、契約、納品確認、振込等の事務を、特定のひとりの職員に任せることなどがないようにしてください。
- 預貯金通帳、銀行印及び現金は、保管の責任者を定め、施設・法人内の金庫等に厳重に保管し、特定の個人が管理することがないようにしてください。

工事や委託等の契約締結に際し、入札・見積合わせ・市場価格調査などの手続を行っていなかった。

契約締結にあたっては、検討段階において内容を精査するとともに、**入札**や**複数業者からの見積合わせ**、**市場価格調査**等により適正に行ってください。

<参考：会計監査を受けない社会福祉法人の場合>



資産の管理運用を、安全・確実な方法で行っていなかった。

- 委託費を原資とした積立資産等は、銀行等の預貯金等の**元本保障のある方法**が理想です。
- 株式投資・商品取引等の**リスクが大きいものは認められません**。
- 委託費は銀行、郵便局等への預貯金等**安全確実でかつ換金性**の高い方法で管理運用をしてください。

府子本第255号の6より抜粋

255号

経理等通知の4の(1)における「安全確実でかつ換金性の高い方法」として、銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保障のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められないこと。

参考：[【府子本第255号】「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて\(平成27年9月3日\)](#)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/27f4a5b4-53c9-446d-ab3d-7c7055949a26/d01bec71/20230929_policies_kokoseido_law_tsuuchi_tsuuchi-h24-h29_520_0.pdf

1 令和5年度の主な指摘事項

2 私立保育所に対する委託費の弾力運用

- ・ 会計関係の説明に関しては委託費で運営している認可保育所を対象としています。
- ・ 主な指摘事項②は幼保連携型認定こども園も対象になります。

◆ 弾力運用を行うには、要件を満たしている必要があります。

- 弾力運用可能な内容及び限度額は、満たしている要件(254号通知・市要綱※を要参照)によって異なります。
- 委託費の3か月分の弾力運用(除く賃金改善要件分)や、土地の取得費用のための弾力運用にあたっては、**処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件**(含むキャリアパス要件)**を満たす**必要があります。

弾力運用の例

保育所や社会福祉施設、子育て支援事業を実施する建物、設備の整備、修繕、土地の取得等に要する経費（これに係る借入金の償還のための支出（利息部分を含む））

保育所の土地・建物の賃借料

保育所等を経営する事業にかかる租税公課

※参考：[横浜市保育所委託費経理等取扱要綱（平成23年3月31日こ保運第3380号）](https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/info/yoko/youshikiany.files/0273_20211125.pdf)

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-](https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/info/yoko/youshikiany.files/0273_20211125.pdf)

[yoji/shisetsu/riyou/info/yoko/youshikiany.files/0273_20211125.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/info/yoko/youshikiany.files/0273_20211125.pdf)

◆ **弾力運用の対象経費でも支出できない場合があります。**

- 法人として**認可保育所の運営が初年度の場合**は、
（横浜保育室より移行した場合を除き）**弾力運用ができません。**
- 弾力運用の可否に関わらず、開園までに準備すべき事務機器・食器等の購入費や、開園前の施設運営に要する費用（人件費等）は**事業者（本部等）で負担**してください。
初年度及び次年度以降の委託費では充当できません。

◆ **法人本部への資金繰り入れにはルールがあります。**

法人本部の運営経費のうち、**保育所運営に要する経費（下記のとおり）** について、**必要な手続を経て、前期末支払資金残高を取り崩して、繰り入れることができます。**

府子本第256号より抜粋

問13	経理等通知の2(1)及び3(2)に関して、当該保育所を設置する「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。
答	前期末支払資金残高を当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費として支出できる対象経費は、当該保育所設置法人の事務費であって、社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の 勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費 とし、いずれも 保育所の運営に関する経費に限り認められる ものであること。

参考：[【府子本第256号】「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について（平成27年9月3日）](#)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/27f4a5b4-53c9-446d-ab3d-7c7055949a26/0cd23809/20230929_policies_kokoseido_law_tsuuchi_tsuuchi-h24-h29_414.pdf

- ◆ **法人本部への資金繰り入れにはルールがあります。**
- 社会福祉法人・学校法人の場合は、あらかじめ**理事会での承認**が必要です。社会福祉法人・学校法人以外の法人・個人の場合は、**保育・教育運営課への事前協議**が必要です。
- 当年度の委託費の繰り入れはできません。**前期末支払資金残高(繰越金)の残高以内**で、**当該保育所の運営に支障がない範囲**で繰り入れることができます。

注意していただきたいこと

当該保育所に係る本部経費は合理的な配分基準等により算出し、採用した基準を継続的に使用してください。

◆ 前期末支払資金残高を取り崩す際の事前協議の要否は、
上限額と繰り入れ先で判断します。

前期末支払資金残高を取り崩す際、**自園以外に対しての繰り入れ**の場合は、金額に関わらず**事前協議が必要**です。

法人格	弾力運用元	弾力運用先	必要な事務手続
社会福祉法人・学校法人	A保育園	A保育園（3%以下）	—
	A保育園	A保育園（3%を超える）	事前の理事会承認
	A保育園	同一設置者が運営するB保育園 法人本部等	事前の理事会承認
上記以外の法人（株式会社・NPO法人等）・個人	A保育園	A保育園（3%以下）	—
	A保育園	A保育園（3%を超える）	事前協議
	A保育園	同一設置者が運営するB保育園 法人本部等	事前協議

弾力運用⑤

- ◆ **借入金の償還に関しては制限があります。**
- 令和5年度以降に借り入れた運営資金について、原則、**委託費からの償還は、出来ません。**
- 施設・設備資金借入金について、他法人からに限り**弾力運用の範囲内**で償還することができます。

借入金 の種類	借入先	
	他法人 (主に金融機関)	個人 (法人役員を含む)
運営資金借入金の償還	×	×
施設・設備整備借入金の償還	○	×

◆ **積立資産は目的に合わせて使用することが大前提です。**

- 保育所委託費を原資として積み立てられた積立資産は、**当該園のあらかじめ定められた目的のために取崩して使用するもの**です。
- ただし、**必要な手続を経た上で**積み立てた目的以外の支出を行えます。

◆ 積立資産の目的外取崩しには事前協議が必要です。

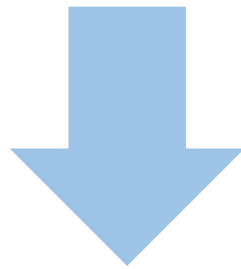
目的外取崩しの例

- ・ 人件費積立資産を修繕等にかかる支出に充当
- ・ 保育所施設・設備整備積立資産を同一法人が運営する他の保育所の整備にかかる支出に充当

積立資産の種類	法人格	目的外取崩しに必要な事務手続
人件費積立資産 修繕積立資産 備品等購入積立資産 保育所施設・設備整備積立資産	社会福祉法人・学校法人	事前の理事会承認
	上記以外の法人（株式会社・NPO法人等）・個人	事前協議

◆ 積立資産を充当して他の保育所を整備する場合は補助金等を考慮する必要があります。

- 積立資産を同一法人が運営する他の保育所への整備に充当する場合
- 当該整備に際し自治体から補助金が交付される場合



整備に要する金額から、その補助金等を差し引いた額で弾力運用の事前協議をしてください。

◆ 弾力運用に関するご質問・ご相談

前期末支払資金残高の取崩しや積立資産の目的外取崩し等、弾力運用に関する事項は**保育・教育運営課**にメールにて御連絡ください。

保育・教育運営課

メール：kd-uneishidou@city.yokohama.jp

その際、検討している弾力運用の具体的な内容、金額等をメール本文に御記入いただくか、補足として根拠資料を添付してください。

- 国通知や経理規程等の法人が従うべきルールに基づき意思決定や経理手続を行ってください。また、その確認ができる資料を保存してください。
- 保育所委託費は、保育所運営に必要な経費に支出してください。用途や必要な手続については、国通知や市要綱・市要領※を御確認ください。
- 弾力運用は、府子本第254号通知・市要綱等を確認のうえ行ってください。通知に定める以外の支出があった場合等には支出相当額を施設へ返還していただく場合があります。

※参考：[横浜市保育所委託費経理等取扱要綱（平成23年3月31日こ保運第3380号）](https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/info/yoko/youshikiany.files/0273_20211125.pdf)

https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/info/yoko/youshikiany.files/0273_20211125.pdf

※参考：[横浜市保育所委託費経理等取扱要綱事務取扱要領（平成23年3月31日こ保運第3380号）](https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/info/yoko/youshikiany.files/0264_20211110.pdf)

https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/info/yoko/youshikiany.files/0264_20211110.pdf